

広島県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成三十年四月十二日までの間、縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
廿日市市上平良字堂垣内四四六番一地先から 廿日市市上平良字大原九一四番五地先まで	旧	六・〇〇〇〜一 八・〇〇〇	三八〇・〇〇	
廿日市市上平良字堂垣内四四六番一地先から 廿日市市上平良字大原九一六番二地先まで	新	二二・五〇〇 五八・〇〇〇	三〇九・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 三七八・〇〇 メートル 一般国道四八 八号及び県道 虫道廿日市線 と重複
廿日市市上平良字大原九一六番一地先から 廿日市市原字下ヶ原六二七番五地先まで	新	一〇・六〇〇 五八・〇〇〇	七三七・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 七五〇・〇〇 メートル 一般国道四八

		廿日市市原字下ヶ原六二七番五地先から 廿日市市原字半明原四二七番一地先まで		廿日市市原字半明原四二七番一地先から 廿日市市原字半明原五〇六番一地先まで	
		新	旧	新	旧
		一七・〇〇〇 四七・〇〇〇	四・〇〇〇〇 三・〇〇〇〇	二〇・〇〇〇 四〇・〇〇〇	四・〇〇〇〇 二〇・〇〇〇
		三八三・〇〇	三八八・〇〇 三八三・〇〇	二六五・〇〇	三三二・〇〇 二六五・〇〇
		ダブルウェイ 解除 不用物件延長 三三〇・〇〇 メートル 一般国道四八 八号と重複		ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一〇五・〇〇 メートル 一般国道四八 八号及び県道 虫道廿日市線 と重複	八号及び県道 虫道廿日市線 と重複

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八八号

三 道路の区域

区	間	新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		旧	四・〇〇〇〇 八・〇〇〇〇	一九五〇・〇〇	

廿日市市原字半明原五〇三番四地先から 廿日市市上平良字堂垣内四三八番六地先まで	
新	
一〇・六〇〇 五八・〇〇〇	
一七〇〇・〇〇	
ルート変更 不用物件延長 一五七三・〇〇 〇メートル 一般国道四三 三号及び県道 虫道廿日市線 と重複	

一 道路の種類

県道

二 路線名

虫道廿日市線

三 道路の区域

区	間			
廿日市市原字下ヶ原五九五番一地先から 廿日市市上平良字堂垣内四三八番六地先まで				
新	旧	新旧 の別		
一〇・六〇〇 五八・〇〇〇	四・五〇〇 八・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)		
〇 一二五〇・〇	〇 一三〇〇・〇	延 長 (メートル)		
ルート変更 不用物件延長 一二二八・〇〇 〇メートル 一般国道四三 三号及び一般 国道四八八号 と重複		備 考		